

I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）実施要領

（趣旨）

第1条 今後、生産年齢人口の減少が予想される中、建設現場における生産性向上は避けられない課題となっている。企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進していく必要がある。

そこで、埼玉県国土整備部発注工事において、情報通信技術（I C T）の全面的な活用の推進を実施するものである。

この要領は、埼玉県国土整備部が発注する建設工事において、「土工量 1,000 m³ 未満の土工における I C T の全面的な活用」（以下、「I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

（対象とする工事）

第2条 I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）は、原則として土工量 1,000m³ 未満の次の工種を含む全ての発注工事を対象とする。

- ・河川土工、道路土工、その他（側溝工、暗渠工）※

※ 1箇所あたりの施工規模が 1,000m³ 未満となる土工に付随する場合のみ

（I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満））

第3条 I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）とは、以下に示す施工プロセスの全ての段階において I C T を活用する工事とする。

【施工プロセスの各段階】

① 3次元起工測量

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、次の 1) ~ 8) から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S S を用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で計測した測量データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

②で作成した3次元設計データを用いて、次の1)に示すICT建設機械により施工する。

但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を選択できるものとする。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MC又は3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③により施工された工事完成物について、次の1)～13)から選択（複数選択可）して、出来形管理を行う。なお、出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。

- 1) モバイル端末を用いた出来形管理
- 2) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 6) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 7) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 8) R T K-G N S Sを用いた出来形管理
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）
- 10) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）

- 1 1) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- 1 2) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工）
- 1 3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤3次元データの納品

④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(簡易型ICT活用工事)

第4条 簡易型ICT活用工事とは、ICT活用工事（土工1,000m³未満）のうち、前条に示す施工プロセスの①及び③について受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤を必須として実施するものとする。

(施工範囲)

第5条 原則、工事の土工施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容および対象範囲を発注者と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

(発注方式)

第6条 ICT活用工事（土工1,000m³未満）の発注は、受注者希望型によるものとする。

(受注者希望型)

第7条 受注者希望型は、受注者からの希望によりICT活用工事（土工1,000m³未満）を実施するものとする。

2 発注に当たっての積算は、ICTによらない従来の積算基準によるものとする。

3 発注者は、発注に際して特記仕様書にICT活用工事（土工1,000m³未満）の対象であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うものとする。

4 受注者は、ICT活用工事（土工1,000m³未満）の実施を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行うものとする。

5 発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT活用工事（土工1,000m³未満）を実施することができるものとする。

6 発注者は、ICT活用工事（土工1,000m³未満）の実施を指示した場合、積算要領※のICTに対応した積算基準に基づき設計変更するものとする。

※国土交通省HP「要領関係等（ICTの全面的な活用）」に記載の最新の積算要領を

準用する。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

(基 準)

第8条 I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

2 I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）の関連工事として、付帯構造物設置工及び作業土工（床掘）に I C T施工技術を活用する場合においても同様とする。

(工事完成図書の納品)

第9条 工事完成図書の納品にあたっては、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づくもののほか、次のとおりとする。

- ① 電子成果品のフォルダ構成については、電子媒体のルート直下に「ICON」フォルダを置く。
- ② 「ICON」フォルダには、I C T活用工事（小規模土工）に係る電子データファイルを関連する要領及び基準等に従い格納する。

(I C T機器類及び貸与品)

第10条 第3条の施工のために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。また、施工に必要なI C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）用データは、受注者が作成するものとする。使用的アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に発注者と協議するものとする。

2 発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与するものとする。また、I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）の費用)

第11条 受注者が、契約後施工計画書の提出(施工数量や現場条件の更による、変更施工計画書の提出を含む)までに、土工及び土工以外の工種に関するI C T活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ協議を行い、協議が整った場合、I C T活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記の要領を準用して計上することとする。

- ・ I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）積算要領*

※国土交通省 HP 「要領関係等（ICT の全面的な活用）」に記載
【https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html】
ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

(調査への協力)

第 12 条 発注者が I C T 活用工事（土工 1,000m³ 未満）に係るアンケート調査を実施する場合は、受注者は発注者に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

特記仕様書の記載例

【ICT活用工事を「発注者指定型」で発注する場合】

(ICT活用工事について)

第〇〇条 本工事は、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事(〇〇)とする。※対象工種を記入する。

2 実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>

【ICT活用工事を「受注者希望型」で発注する工事】

(ICT活用工事について)

第〇〇条 情報通信技術(ICT)の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事(〇〇)を、受注者の提案・協議により選択できるものとする。

※対象工種を記入する

2 対象となる工種の実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>